

資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

平成30年4月1日

4

No. 145

今月の Q&A

200万円生前贈与をしましたが、その年に相続が発生しました。
贈与税の申告は必要でしょうか？

夫から自宅の贈与を受けて、父からの現金贈与によりその自宅の増改築資金
を行うつもりです。どちらの贈与も特例等の適用が受けられますか？



個別相談会同時開催

知って得する!! 相続税対策セミナー

**参加費
無料**

日時

平成30年4月24日(火)
14:00~15:30 ※受付開始13:30~
※完全予約制です。

定員

先着 20名

※お申込は先着順とさせていただきます。ご了承下さいませ。
※受付次第、後日「受講票」をご郵送させていただきます。

会場

ヤサカ四条烏丸ビル 3階 第1会議室
(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町79)



・地下鉄丸太線 四条駅下車(2番出口)より徒歩2分
・阪急京都線 烏丸駅下車(24番出口)より徒歩2分
・バス 四條烏丸バス停前(北側)
※ 駐車場はございませんので、お車でお越しの場合は
近隣の有料駐車場をご利用ください。

第1部 14:00~14:45

「相続税の仕組みと
税制改正への対応」

講師: 江後 慎太郎
(京都税理士法人 財産管理部部長 税理士)

第2部 14:45~15:30

「生前対策を中心とした
相続税対策」

講師: 牧本 亮介
(京都税理士法人 財産管理部 課長)

個別相談会 15:30~

※希望者のみ個別相談を承ります(無料)

＜上記セミナーに関するお問合せ先＞

京都税理士法人 京都本社
＜TEL＞ 075-693-6363 (担当: 杉本)
お電話受付時間: 10:00-17:00 (土日祝除く)

上記セミナーのお申込は下記にご記入の上、FAXもしくはお電話にてお申込み下さい。

▼ FAX 075-693-6565 ▼

ふりがな 氏名			
ご住所	〒 ()		
TEL		個別相談 (無料)	希望する
FAX			※ご希望される場合は○印を付けてください。

※個人情報保護法に基づき、お客様のデータはセミナー受講者名簿として使用する他、京都税理士法人からの各種ご案内、情報提供のためにのみ使用致します。

 京都税理士法人
KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

〒601-8328 京都市南区吉祥院九条町30番地1 江後経営ビル
TEL: 075-693-6363 FAX: 075-693-6565 URL: <http://www.ego.co.jp> [E-mail] shisan@ego.co.jp

■■■■■ お問い合わせ ■■■■■

Q 200万円生前贈与をしました。その年に相続が発生しました。贈与税の申告は必要でしょうか？

A 相続財産を取得していれば贈与税の申告は不要となります。



相続又は遺贈により財産を取得した方が、その相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した場合には、贈与を受けた財産を相続税の課税価格に加算して相続税を計算します。

加算された贈与財産に対する贈与税の額は、加算された方の相続税の計算上控除されます。

生前贈与加算は駆け込み的な生前贈与によって、相続税を安くすることがないように設けられた制度です（被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けた方であっても、生前贈与加算の対象とならない贈与がありますのでご注意ください。）

贈与者が贈与をした年に死亡した場合には、贈与税の申告書の提出は受贈者の態様により贈与税及び相続税の取り扱いが決まってきます。

※ 相続時精算課税の特例を受けていない者

① 相続財産を取得する場合は、贈与税の申告は不要です。相続人の死亡前の3年以内に贈与を受けた財産の価額を相続税の課税価格に加算して相続税額を計算します。

② 相続財産を取得しない場合には、贈与税の対象となります（贈与税の基礎控除を超える場合には贈与税の申告と納税が必要となります。）

今回200万円生前贈与をしていれば、贈与をした年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し9万円納税する必要があります。

しかし、贈与者が贈与をした年に死亡し、受贈者である相続人が相続財産を取得する場合には贈与税の申告は不要となります。



税理士 江後慎太郎

Q 夫から自宅の贈与を受けて、父からの現金贈与によりその自宅の増改築資金を行うつもりです。どちらの贈与も特例等の適用が受けられますか？

A 贈与税の配偶者控除と住宅取得等資金の贈与税の非課税特例を併用して適用することができます。



受贈者である方が各々の特例に係る要件をいずれも満たしている場合は、夫からの贈与については「贈与税の配偶者控除」を適用し、父親からの贈与については「住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例」を併用して適用できます。

ここでそれぞれの適用要件を確認しておきましょう。

(1) 贈与税の配偶者控除 相続税法21条の6

婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産を贈与により取得した者が、当該取得の日の属する年の翌年3月15日までに当該居住用不動産を居住の用に供した場合、又は居住用不動産を取得する為の金銭を贈与により取得した者が、当該取得の日の属する年の翌年3月15日までに当該金銭により居住用不動産を取得するとともに居住の用に供した場合において、当該居住用不動産をその後も引き続き居住の用に供する見込みであるときは、贈与税の課税価格から2,000万円までの金額を贈与税の配偶者控除として控除するとされています。

(2) 住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例 租税特別措置法70条の2

20歳以上かつ一定の所得金額以下の受贈者が、その直系尊属から贈与により取得した住宅取得等資金の全額を取得の対価に充てて、翌年3月15日までに一定の住宅の新築、取得又は増改築等を行った場合には、住宅資金非課税限度額又は特別住宅資金非課税限度額までの金額については、贈与税の課税価格に算入しないものとされています。

以上のとおり、それぞれの条文上においてもそれらの特例の併用を制限する規定はありません。

ご質問のように居住用家屋の受贈後において、自己が所有し、かつ、居住している家屋に対して行われた増改築等の工事費用として住宅取得等資金の贈与を受けた場合には、各々の特例に係る要件をいずれも満たすならば、それらの特例の併用適用は可能であると考えられます。



課長 牧本